

**益田地区広域クリーンセンター
整備及び運営事業**

入札説明書(変更)

平成 16 年 8 月

益田地区広域市町村圏事務組合

《目 次》

第1 入札説明書の位置付	1
第2 事業の概要	2
1. 事業名称	2
2. 公共施設等の管理者等の名称	2
3. 事業目的	2
4. 事業方式	2
5. 立地に関する事項	2
6. 施設の概要	3
7. 事業期間等	4
8. 選定事業者の業務範囲	5
第3 入札に関する事項	7
1. 入札に関するスケジュール	7
2. 入札手続等	8
3. 入札に関する事務局等	15
4. 入札参加資格	16
第4 落札者の決定	19
1. 審査委員会の設置	19
2. 優秀提案の選定方法	19
3. 落札者の決定	19
第5 本事業に関する提示条件	20
1. 特別目的会社(SPC)の設立	20
2. 選定事業者の収入	20
3. 保険	20
4. 責任の分担	21
5. 財務書類の提出	21
6. 業務の委託等	21
第6 契約に関する事項	22
1. 契約の構成	22
2. 基本協定の枠組み	22
3. 事業契約の枠組み	22
4. 契約金額	23
5. 選定事業者の地位の譲渡等	23
6. 入札保証金及び契約保証金	23
第7 本事業の実施状況の監視	25
1. 設計・施工に関する確認	25
2. 運営に関する確認	25
第8 公表資料一覧	26

1. 入札説明書添付資料	26
2. 別添資料	26

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

【管理区域】	本事業を実施するための土地
【施設用地】	管理区域の中で本施設を設置する予定地
【副生成物】	本施設で一般廃棄物の処理を実施することにより生じる溶融スラグ、金属類、焼却灰、飛灰、溶融飛灰及び炭化物
【副生成物等】	副生成物及び処理不適物
【事業提案書】	応募者が入札説明書等に基づき作成し、第一次審査及び第二次審査において期限内に提出する書類及び図書
【ホームページ】	広域組合のホームページ U R L : http://www.masuda-kouiki.jp/index.html
【応募事業者】	本事業に単独で応募する民間事業者
【応募グループ】	本事業に応募するため複数の民間事業者で組成される法人格のない共同企業体
【応募者】	応募事業者又は応募グループ
【構成員】	本事業の業務を実施する民間事業者で、S P C に出資を行うもの
【協力事業者】	構成員以外の民間事業者で選定事業者から直接本事業の業務を受託し又は請け負う予定のもの
【広域組合委託先企業】	本施設で生成された副生成物を選定事業者が有価で売却することができない場合に、選定事業者の提案に基づき広域組合から当該副生成物の処理又は運搬の委託を受けるもの
【選定事業者】	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される特別目的会社（S P C）
【建築物等】	本施設の建築物、建築設備及び外構施設の総称
【有効利用】	本施設より生じる副生成物を原材料又は燃料として再利用すること
【処理対象物】	本施設で処理を行う収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣及び汚泥等の総称
【収集可燃ごみ】	広域組合構成市町村が委託した収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみ
【持込可燃ごみ】	広域組合構成市町村の住民、民間事業者及びこれらのものから委託を受けた収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみ
【リサイクルプラザ 残渣】	益田市ならびに鹿足郡不燃物処理組合のリサイクルプラザにおける可燃残渣（木くず及びプラスチック類）
【汚泥等】	益田市外四町環境衛生組合ならびに鹿足郡環境衛生組合のし尿処理施設及びその他の施設から発生するし渣及び汚泥

第1 入札説明書の位置付

益田市、美都町、匹見町、津和野町、日原町、柿木村及び六日市町で構成する益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）は、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成16年3月1日に「益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。これについて実施方針に対する意見等を踏まえ、平成16年7月23日に実施方針（変更）を公表した上で、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を「特定事業」として選定し、平成16年8月5日に公表した。

本入札説明書は、広域組合が本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものであり、本入札説明書と同時に公表する本事業の「要求水準書」「落札者決定基準」「基本協定書（案）」「事業契約書（案）」「様式集（第一次審査）」「様式集（第二次審査）」「提出資料の作成・提出要領（第一次審査）」及び「提出資料の作成・提出要領（第二次審査）」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。そして応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。

なお、入札説明書等と実施方針（変更）に相違がある場合は入札説明書等に規定する内容が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については実施方針（変更）によるものとする。

第2 事業の概要

1 . 事業名称

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

2 . 公共施設等の管理者等の名称

益田地区広域市町村圏事務組合 代表理事 益田市長 牛尾郁夫

3 . 事業目的

本事業は、広域組合構成市町村から発生する収集可燃ごみ及び持ち込み可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等を適正に処理するために、本事業を実施する選定事業者が一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備し運営を行うものである。選定事業者が施設整備及び運営を一体的・長期的に行うことにより、広域組合構成市町村の財政縮減、最新技術の導入による循環型社会への貢献、斬新で柔軟なサービスの提供等の実現を目的とする。

なお、広域組合は特に以下の事項を重要と考えている。

- (1) 環境負荷の低減
- (2) 安心・安全で安定した施設の稼動
- (3) リサイクルの推進
- (4) 周辺環境との調和
- (5) 地域との連携と融和
- (6) ライフサイクルコストの削減

4 . 事業方式

本事業は、安全性、効率性が確保されリスクのコントロール並びに事業コストの低減が図られることを期待し、PFI法に基づき、選定事業者が施設を所有することとしたうえで施設の整備・運営及び維持管理を一体的に行い、運営期間の満了に伴って広域組合に本施設の所有権を移転するBOT（Build Operate Transfer）方式により実施する。

5 . 立地に関する事項

(1) 事業実施場所

島根県益田市多田町地内

(2) 事業実施用地

本事業を実施する用地（以下「管理区域」という。）の面積は約3ha（施設用地：約1ha、その他用地：約2ha）である。なお、管理区域は、広域組合が所有権を取得し土地造成を完了したうえで、運営期間満了日まで選定事業者に無償で貸与する。

なお、管理区域の造成工事完了は平成17年11月末日を予定しているが広域組合と選定事業者が合意した場合は、造成工事完了前でも合意内容に基づいて管理区域内の用地を本事業実施の目的内で使用することができるものとする。

(3) 都市計画事項等

施設用地は都市計画区域外である。

6. 施設の概要

施設の名称、処理方式等は、以下のとおりとする。

施 設 概 要	
名称	益田地区広域クリーンセンター
処理方式	a. シャフト炉式ガス化溶融方式 b. 流動床式ガス化溶融方式 c. ストーカ + 灰溶融方式 d. ストーカ + セメント原料化方式 e. 流動床式炭化炉方式 応募者は上記5方式のいずれかで提案すること。
計画処理量	約18,700t/年
処理対象物	a. 収集可燃ごみ b. 持込可燃ごみ c. リサイクルプラザ残渣 d. 汚泥等
運転時間	24時間連続
建物仕様・外観	建物は、周辺環境と調和した外観デザインとする。

7. 事業期間等

(1) 事業期間

本事業の事業期間は事業契約締結日から選定事業者の広域組合に対する本施設の譲渡に係る手続きが全て終了するまでの期間とする。

整備期間	事業契約締結日から本施設の運営開始日まで
運営期間	本施設の運営開始日から平成 35 年 3 月 31 日まで

なお、本施設の運営開始予定日は平成 20 年 4 月 1 日とするが、広域組合は平成 19 年度内で可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため、選定事業者は自らの提案に基づき広域組合と合意した場合は、運営開始予定日より早期に運営を開始することができる。当該期間のサービス対価の支払いについては入札説明書添付資料 -2 「サービス対価の支払いについて」を参照すること。

(2) 事業スケジュール

本事業期間におけるスケジュールは次のとおりを予定している。

事業スケジュール	
仮契約締結	平成 17 年 5 月
事業契約締結	平成 17 年 5 月
整備期間	平成 17 年 5 月～本施設の運営開始日
運営期間	本施設の運営開始日～平成 35 年 3 月 31 日
事業契約満了日	本施設の譲渡手続完了日

8 . 選定事業者の業務範囲

選定事業者の業務範囲は以下のとおりとする。また、以下の各項目の詳細は別添資料「要求水準書」によるものとする。

(1) 施設の整備段階における業務

業務内容

- a . 機械設備の設計・施工
- b . 建築物等の設計・施工
- c . 本施設の工事監理
- d . 生活環境影響調査
- e . 国庫補助金申請手続き
- f . 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
- g . 周辺住民への対応
- h . 管理区域の清掃及び除草
- i . その他本事業を実施するうえで必要な業務

特記事項

- a . 上記項目中 d . e . f 及び g . の各業務を行うにあたっては広域組合の協力が得られるものとする。
- b . 上記項目中 i . にはプロジェクトマネジメント業務を含む。

(2) 施設の運営段階における業務

業務内容

- a . 処理対象物の受入れ及び処理
- b . 副生成物等の有効利用又は最終処分
- c . 環境保全の管理
- d . 本施設の維持管理
- e . 施設見学者への対応
- f . 本施設の警備
- g . 管理区域の清掃及び除草
- h . 広域組合への本施設所有権の移転手続き
- i . その他本事業を実施するうえで必要な業務

特記事項

- a . 上記項目中 b . の有効利用又は最終処分について，選定事業者が組合委託先企業を確保した場合は，選定事業者が広域組合委託先企業の業務実施状況を管理し，業務実施に伴う費用，リスクを負担すること(詳細は入札説明書添付資料- 1 「組合委託先企業について」参照。)
- b . 上記項目中 b . の最終処分とは，益田市下波田埋立処理場に有料で埋め立てることを意味し，当該処理場の埋め立て料金は1,500 円 / t とする。なお埋め立て可能物は溶融スラグ，溶融飛灰，飛灰(セメント原料化方式の場合は不可)，金属類及び処理不適物に限る。
- c . 上記項目中 d . の本施設の維持管理とは，機械設備，建築物，外構施設等の機能を維持するのに必要なすべての保守管理，修繕更新及び清掃を行うこという。
- d . 上記項目中 i . にはプロジェクトマネジメント業務を含む。

第3 入札に関する事項

本事業において選定事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

1. 入札に関するスケジュール

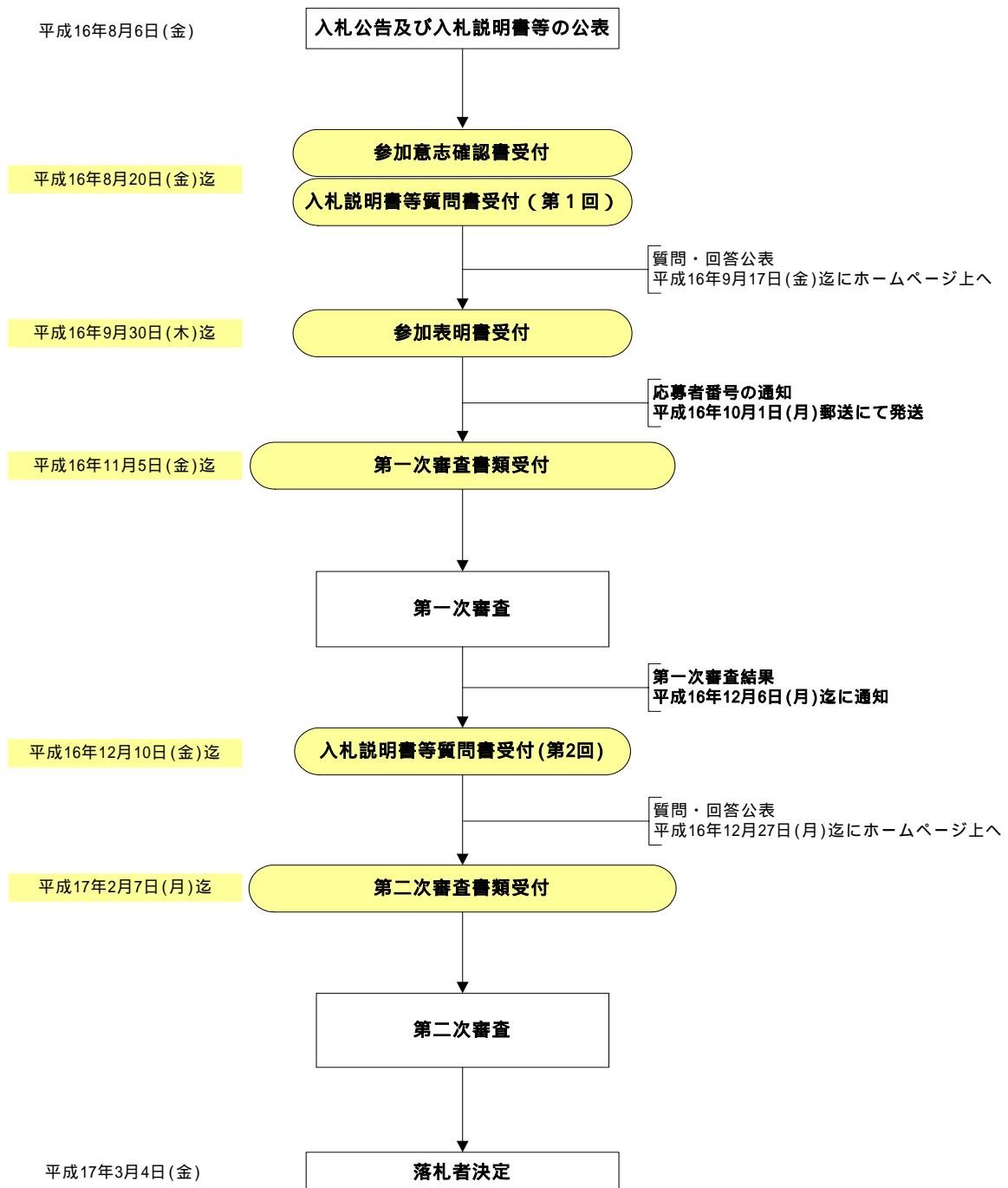
本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。

入札スケジュール	
入札公告及び入札説明書等の公表	平成16年 8月 6日(金)
参加意志確認書の受付期限	平成16年 8月 20日(金)
入札説明書等に関する質問受付期限(第1回)	平成16年 8月 20日(金)
上記質問に対する回答の公表	平成16年 9月 17日(金)
参加表明書の受付期限	平成16年 9月 30日(木)
応募者番号の通知	平成16年 10月 1日(金)
第一次審査書類の受付	平成16年 11月 5日(金)
第一次審査結果の通知	平成16年 12月 6日(月)
入札説明書等に関する質問受付期限(第2回)	平成16年 12月 10日(金)
上記質問に対する回答の公表	平成16年 12月 27日(月)
第二次審査書類の受付	平成17年 2月 7日(月)
落札者決定及び公表	平成17年 3月 4日(金)
基本協定締結	平成17年 3月 11日(金)
仮契約締結	平成17年 5月
事業契約締結	平成17年 5月

注) 上記スケジュールにおいて参加者の図書提出の状況、審査委員会の審議の進捗状況等により、変更が生じる場合は、その内容を公表する。

2. 入札手続等

(1) 入札手続の概要



(2) 入札広告及び入札説明書等の公表

入札広告及び入札説明書等の公表

平成 16 年 8 月 6 日（金）にホームページにて公表し，入札広告は広域組合構成市町村の役所又は役場掲示板へ併せて掲示する。

追加説明資料の公表

広域組合は，入札説明書の補足説明等について，追加資料を公表する場合は隨時広域組合ホームページにおいて公表する。

(3) 参加意志確認書の受付

本事業に応募する意志がある企業は参加意志確認書を提出すること。

応募グループを組成する予定の場合でも参加意志確認書は個別の企業ごとに 1 通ずつ提出するものとする。

参加意志確認書については特に以下の事項に留意すること。

- a . 参加意志確認書を提出しない企業の入札説明書等に関する質問（第 1 回）については回答しない。
- b . 参加意志確認書を提出しない企業についても参加表明書を提出することはできるが，参加表明書を提出する応募事業者又は応募グループには参加意志確認書を提出した企業を含むこと。
- c . その他参加意志確認書の提出については以下のとおり。

参加意志確認書の提出について	
対 象	本事業に応募する意志がある企業
提出期間	平成 16 年 8 月 9 日（月）9:00～平成 16 年 8 月 20 日（金）16:00 必着
提出要領	様式 2-1「参加意志確認書」に記載のうえ，E-mail に添付し事務局へ送付すること。なお，持参，郵送，FAX による提出は認めないものとし，入札説明書等について質問のある企業は様式 1-1「入札説明書等に関する質問書」(Excel 形式) と併せて送付する。
到達確認	広域組合が参加意志確認書提出企業に E-mail を返信することにより行う。

(4) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表（第1回）

上記第3.2.(3)に基づき参加意志確認書を提出した企業及び本事業に関心のある金融機関に限り入札説明書等の内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、第一次審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表するものとし、広域組合が必要と認めた場合は質問について直接ヒヤリングを行うことがある。

なお、質問の提出及び回答の公表方法については以下のとおりとし、電話等による質問には一切応じない。

入札説明書に関する質問受付及び回答公表（第1回）について	
対象	参加意志確認書提出企業及び本事業に関心のある金融機関
提出期間	平成16年8月9日(月)9:00～平成16年8月20日(月)16:00必着
提出要領	様式1-1「入札説明書等に関する質問書」(Excel形式)に記入の上、E-mailに添付し事務局へ送付する。なお、持参、郵送、FAXによる提出は認めない。
E-mail タイトル	「(会社名) 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業第1回質問書」
添付ファイル名	(会社名)_第1回質問書
到達確認	広域組合が質問提出企業にE-mailを返信することにより行う。
質問・回答の公表	平成16年9月17日(金)16:00までにホームページに公表する

(5) 参加表明書の受付

入札に参加を希望する応募者は、以下の要領に従い参加表明書を提出すること。なお、当該提出者に対しては、広域組合より平成16年10月1日(金)に様式2-3「応募者番号通知先確認書」に基づき応募者番号を郵送にて発送する。

参加表明書の提出について	
対象	入札参加希望者 ただし、参加意志確認書提出企業を含むこと。
提出期限	平成16年9月21日(火)9:00～平成16年9月30日(木)16:00必着
提出要領	様式2-2「参加表明書」に必要事項を記入の上、応募者の代表事業者が事務局へ郵送又は持参により提出する。なお、FAX、E-mailによる提出は認めない。
その他	・提出期限に遅れた応募者は不合格とする。 ・提出時には、身分を証明できるもの(社員証、運転免許証)の提示を求める場合がある。

(6) 第一次審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従い第一次審査書類を提出すること。

第一次審査提出書類等の提出について	
対象	応募者番号取得者
提出期限	平成 16 年 11 月 5 日（金）16:00
提出要領	応募者の代表事業者が事務局へ郵送又は持参により提出する。 なお、FAX、E-mail による提出は認めない。
提出書類	別添資料「提出書類の作成・提出要領（第一次審査）」に規定する様式による。
結果の通知	平成 16 年 12 月 6 日（月）16:00 までに各応募者の代表企業宛に郵送で発送する。
その他	・提出期限に遅れた応募者は入札に参加できない。 ・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(7) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表（第2回）

入札説明書等の内容について第2回目の質問を受け付ける。その質問及び回答は、第1回目の質問・回答と同様に原則として公表するものとし、広域組合が必要と認めた場合は質問について直接ヒヤリングを行うことがある。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、以下のとおりとし電話等による質問には一切応じない。

入札説明書に関する質問受付及び回答公表（第2回）について	
対象	第一次審査通過者
提出期間	平成 16 年 12 月 7 日（水）9:00～平成 16 年 12 月 10 日（金）16:00 必着
提出要領	様式 2-1「入札説明書等に関する質問書」（Excel 形式）に記入の上、代表企業がとりまとめて E-mail に添付し事務局へ送付する。 なお、持参、郵送、FAX による提出は認めない。
E-mail タイトル	「（応募者番号） 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業第 2 回質問書」
添付ファイル名	（応募者番号）_第 2 回質問書
到達確認	広域組合が質問提出企業に E-mail を返信することにより行う。
質問・回答の公表	平成 16 年 12 月 27 日（月）16:00 までにホームページに公表する

(8) 第二次審査書類の受付

応募者の代表事業者は、以下の要領に従って第二次審査書類を提出すること。なお、第二次審査書類の受付後、広域組合は応募者の提案内容についてヒヤリングを行うことを予定している。

第二次審査提出書類等について	
対象	第一次審査通過者
提出期限	平成 17 年 2 月 7 日（月）16:00
提出要領	応募者の代表事業者が事務局へ郵送又は持参により提出する。 なお、FAX、E-mail による提出は認めない。
提出書類	別添資料「提出書類の作成・提出要領（第二次審査）」に規定する様式による。
ヒヤリング	ヒヤリングの詳細については第一次審査通過者に通知する。
結果の通知	平成 17 年 3 月 4 日（金）に入札参加者の代表事業者に書面で発送する。 結果の概要、審査講評についてはホームページに公表する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・提出期限に遅れた応募者は入札に参加できない。・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(9) 入札に関する留意事項

入札説明書等の承諾

応募者は、様式2-2「参加表明書」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

費用負担

入札に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

入札代理人に関する事項

応募者が、代理人をして入札をさせるときは、「様式4-4 委任状」を作成し、第3.3.(1)の事務局に郵送又は持参しなければならない。

入札価格等に関する事項

ア 第二次審査において応募者が提案する入札金額は広域組合が事業期間中に選定事業者に支払うサービス対価の総額とし、以下の条件を満たすこと。

- a . 消費税及び地方消費税額を含まないこと。
- b . 物価変動、金利変動は見込まない。
- c . 国庫補助金の交付見込み額を考慮した金額であること。
- d . 第一次審査の提案価格を超過しないこと。
- e . 副生成物の売却による収入を考慮した金額であること。

イ PFI事業想定価格

PFI事業想定価格は11,244,817,000円とする。

入札価格がPFI事業想定価格を超過する場合は失格とする。

(上記金額には消費税、地方消費税額を含まない。)

ウ 日本政策投資銀行についての取扱い

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業であり、入札参加者は自らの責任において当該融資を利用することを前提として提案することができる。

当該融資の適用の可否は、落札者決定後に同行の審査により決定するものである。

そのため当該融資の有無により本事業に及ぼす影響が大きいことから、当該融資を提案に織り込む場合においても、民間金融機関と同様の金利を前提とすること。

なお、当該融資制度の趣旨がPFI事業の安定性向上等にあることから、同行からの調達が可能となった場合においても条件の見直しは行わない。

提出書類の取扱い

ア 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更，差し替え若しくは再提出は認めない。

イ 著作権

入札提出書類の著作権は，応募者に帰属する。また，応募者の入札提出書類については，事業者の選定に関わる審査及び公表以外に応募者に無断で使用しない。なお，入札提出書類は返却しない。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，原則として提案を行った応募者が負う。

資料の取扱い

広域組合が提供する資料は，本件入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

使用言語及び単位，時刻

別添資料「提出書類の作成・提出要領（第一次審査）」，「提出書類の作成・提出要領（第二次審査）」及び各様式に特別に指定するもの以外は，入札に関して使用する言語は日本語，単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時とする。

入札の辞退

参加表明書を提出した者は第二次審査書類提出期限までは，いつでも入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおり。

入札辞退届の提出について	
提出期限	平成17年2月7日（金）16:00
提出要領	応募者が様式3-1「入札辞退届」を事務局へ持参により提出する。 なおFAX,E-mailによる提出は認めない。
その他	入札辞退の撤回はできない。

入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- イ 参加表明書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- カ 同一事項に対し 2 通以上の書類提出がなされた入札
- キ その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

3 . 入札に関する事務局等

(1) 事務局

本入札に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次の通りである。

事務局	
住所	〒698-0004 島根県益田市東町 30 番 80 号 益田地区広域市町村圏事務組合 清掃管理事務所
電話 (FAX)	0856-31-8300 (0856-22-1598)
E-mail	mkseisou@iwami.or.jp
ホームページ	http://www.masuda-kouiki.jp/index.html

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記広域組合のホームページにて公表する。

4 . 入札参加資格

(1) 応募者等の備えるべき参加資格要件等

応募者の構成

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 構成員は、本事業の仮契約締結までに商法に定める株式会社として益田市内に設立するＳＰＣに出資を行う。なお構成員は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、広域組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

イ 事業期間を通じて構成員が有する議決権の合計がＳＰＣの総議決権数の 2 分の 1 を超えていること。なお、構成員以外の出資者は議決権保有割合が出資者中最大となること。

ウ 応募グループの構成員及び協力事業者の変更は原則として認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、広域組合の承諾を得て変更することができる。

エ 応募者の構成員及び協力事業者は、他の応募者の構成員又は協力事業者になることはできない。なお、構成員又は協力事業者から業務の委託を受ける第三者(下請企業)については、複数の応募者に参加することができる。

オ 応募者は、選定事業者から請け負った業務の一部(全部は不可)について、事前に広域組合の承諾が得られた場合には、第三者に委託することができる。

カ 応募グループは構成員のうちから代表事業者を 1 社定める。

キ 協力事業者についても、参加表明書、参加資格確認申請書等の提出時に明記すること。

応募者の参加要件

応募者の構成員及び協力事業者のいずれも、以下の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 次の各法律の規定による各申立てがなされていないこと。

- a . 商法(明治32年法律第48号)第381条による整理開始の申し立て又は通告
- b . 破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条による破産の申立て
- c . 旧和議法(大正11年法律第72号)第12条による和議開始の申立て
- d . 会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条による更正手続開始の申立て
- e . 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条による再生手続開始の申立て

ウ 益田市から指名停止の措置を受けていないこと。

エ 本事業に係るアドバイザリー業務を受託した八千代エンジニアリング株式会社及び同社が本業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利法律事務所並びに株式会社日本プロジェクトファイナンス、又はこれらの者と商法(明治32年法律第48号)第211条の2に規定する親会社及び子会社の関係にないこと。

オ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

カ 過去3年間において法人税、住民税、事業税及び消費税の滞納がないこと。

キ 審査委員会の委員が所属する民間事業者でないこと。

応募者の資格要件

本事業における業務のうち建築物等の設計・施工及び機械設備の設計・施工の各業務にあたる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

ア 建築物等の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建築物等の施工にあたる者は次の要件を満たすこと。

- a . 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- b . 益田市の入札参加資格者名簿(建築工事業)に登録があること。

ウ 機械設備の設計・施工にあたる者は以下の要件を満たすこと。

a . 採用する処理方式に応じて,以下の必要実績欄に記載された処理方式による受注実績を満たすこと。なお,受注実績は入札公告の前日までの一般廃棄物処理施設の受注実績とする。

採用する処理方式	必要実績
シャフト炉式ガス化溶融方式	シャフト炉式ガス化溶融方式
流動床式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
ストーカ + 灰溶融方式	ストーカ + 灰溶融方式
流動床式炭化炉方式	流動床式炭化炉方式 及び 流動床式ガス化溶融方式
ストーカ + セメント原料化方式	ストーカ + 灰溶融方式

b . 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 1,000 点以上であること。

c . 益田市の入札参加資格者名簿(清掃施設工事業)に登録があること。

広域組合委託先企業の要件等

ア 本入札説明書第 3 . 4 .(1) 「応募者の参加要件」に定める各要件を満たすこと。

イ 複数の応募者が同一の企業を組合委託先企業として確保することは可能とする。

ウ S P C に出資を行う広域組合委託先企業は構成員として取扱わない。

エ 広域組合委託先企業についても参加表明書に明記するものとするが,第一次審査書類提出時までは任意に変更できるものとする。

参加要件の喪失

応募者の構成員及び協力事業者が,事業契約締結までの期間に本入札説明書第 3 . 4 .(1) 「応募者の参加要件」を欠くような事態が生じた場合には,当該応募者は失格とする。

(2) 参加資格要件の確認基準日

応募者の参加資格要件の審査基準日は平成 16 年 11 月 5 日(金)とする。

第4 落札者の決定

1. 審査委員会の設置

事業者の選定にあたり、3名の学識経験者からなる外部委員、地元代表者1名及び広域組合の職員1名の計5名で構成される益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業に関する事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、別添資料「落札者決定基準」に基づいて提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。

なお、応募者の構成員及び協力事業者が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、民間事業者選定に関して自己に有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

審査委員長 光 多 長 温（鳥取大学教育地域科学部教授）

審査委員 上 原 徹（島根大学総合理工学部助教授）

審査委員 樋 口 隆哉（山口大学工学部社会建設工学科助手）

審査委員 大 石 大（公認会計士）

審査委員 笹 川 清（益田地区広域市町村圏事務組合事務局長）

2. 優秀提案の選定方法

応募者の審査は、応募者の負担軽減に配慮し、第一次審査及び第二次審査の2段階に分けて実施するものとする。（詳細は別添資料「落札者決定基準」参照。）

ア 第一次審査

第一次審査は、「資格審査」、「内容審査」、「提案価格確認」及び「総合評価値の算出」により構成され、一定水準以上の総合評価値を得た応募者を第一次審査通過者とする。

イ 第二次審査

第二次審査は、「入札価格審査」、「基礎審査」、「内容審査」及び「総合評価値の算出」から構成され、最も高い総合評価値を得た提案を優秀提案として選定する。総合評価値の最も高い提案が同点である場合には、くじ引きにより優秀提案を選定する。審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページに公表する。

3. 落札者の決定

広域組合は審査委員会の優秀提案選定結果に基づき落札者を決定する。

第5 本事業に関する提示条件

1. 特別目的会社（ＳＰＣ）の設立

落札者は、本事業を実施する商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社を益田市内に設立する。

2. 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、以下に示すとおりとする。

（1）サービス対価

サービス対価の概要

広域組合は選定事業者が本事業における事業契約書に規定する業務を提供する対価としてサービス対価を支払う（詳細は入札説明書添付資料-2「サービス対価の支払方法について」及び入札説明書添付資料-6「処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」参照）。

サービス対価の減額

広域組合は選定事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準書及び事業提案書並びに事業契約書に基づくサービスが提供されていないことが確認された場合はサービス対価の減額をおこなうことができる（詳細は入札説明書添付資料-3「モニタリング及び減額方法について」参照）。

（2）副生成物の売却による収入

選定事業者が本施設において処理対象物の処理を行うことにより生じる副生成物を有償で売却した場合の収入は選定事業者の収入とする。

（3）国庫補助金

廃棄物処理施設整備（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設の種別において、「ごみ処理施設」に該当する施設については、地方公共団体に適用される場合と同等の条件で国庫補助金の交付対象施設となる見込みである。

3. 保険

選定事業者は以下の保険に加入すること。また、これに加えて選定事業者の判断で必要と思われる保険に加入する場合は第二次審査の内容審査「リスク管理方針」においてその保険の内容を提案すること。なお、選定事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-4「選定事業者が付保する保険について」に定める。

(1) 整備期間

- 組立保険
- 請負業者賠償責任保険
- その他応募者が提案する保険

(2) 運営期間

- 火災保険
- 施設賠償責任保険
- その他応募者が提案する保険

4. 責任の分担

(1) 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、広域組合、選定事業者間において、適切なリスク分担を実現し、相互が協力して低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び広域組合と選定事業者の責任分担は、別添資料「事業契約書（案）」において定める。

5. 財務書類の提出

選定事業者は毎事業年度、事業期間終了まで事業年度の最終日より3ヶ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治32年法律第48号）第281条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）を広域組合に提出し、かつ、広域組合に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、広域組合は当該財務書類を公開できるものとする。

6. 業務の委託等

選定事業者は業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。但し構成員又は協力事業者以外の者へ委託する場合は事前に広域組合の承諾を得るものとする。

第6 契約に関する事項

1 . 契約の構成

広域組合は落札者と基本協定を締結し、落札者が設立するＳＰＣと事業契約を締結する。

なお、広域組合と落札者の指定する融資金融機関は、落札者決定後できるだけ早い時期より直接契約に係る協議を開始するものとし、落札者はこれに協力しなければならない。

2 . 基本協定の枠組み

(1) 対象者

広域組合は落札者と基本協定を締結する。

(2) 締結時期

落札者決定後 7 日以内とする。

(3) 基本協定の概要

基本協定は、広域組合と落札者が設立するＳＰＣの事業契約締結に向けて、広域組合及び落札者の役割等を定めるものである。(別添資料「基本協定書(案)」参照。)

3 . 事業契約の枠組み

(1) 対象者

広域組合はＳＰＣと事業契約を締結する。

(2) 締結時期

仮契約締結

平成 17 年 5 月

事業契約締結

平成 17 年 5 月

(3) 契約の概要

広域組合は入札説明書等、選定事業者の提案内容及び広域組合が入札にあたって予め提示する別添資料「事業契約書(案)」に基づき選定事業者と仮契約を締結する。仮契約は広域組合議会の議決を経て正式な事業契約となる。

4 . 契約金額

契約金額は入札価格に消費税及び地方消費税を加算したものとする。

5 . 選定事業者の地位の譲渡等

広域組合の事前の承諾がある場合を除き，選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡，担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

6 . 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

契約保証金の額

選定事業者は，施設整備の履行を保証するために，契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を施設整備期間中の契約保証金として納付する。

契約保証金の納付

契約保証金は現金で納付するものとするが，契約金額の 100 分の 10 以上の額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

- a . 国債証券又は地方債証券
- b . 銀行又は益田市の指定金融機関の保証

契約保証金の免除

選定事業者はサービス対価のうち固定費 の総額（但し利息部分を除く）の 100 分の 10 に相当する額を建設期間における保険金額とし，広域組合又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険の写しを広域組合に提出することにより契約保証金を免除する。（固定費 については入札説明書添付資料-2「サービス対価の支払方法について」参照。）

なお，選定事業者を被保険者とする場合は，選定事業者の負担で，その保険金請求権に，別添資料「事業契約書（案）」に定める違約金支払請求権を被担保債権として，広域組合を第一順位とする質権を設定すること。

(3) 運営保証金

運営保証金の考え方

広域組合は本事業の実施により生じる副生成物について確実に有効利用又は最終処分されることを前提として考えおり、最終処分される場合においても減容化され益田市埋立処理場の延命化に資することが必要であると考えている。

そのため副生成物の減容化ができない流動床式炭化方式及びストーカ + セメント原料化方式において、副生成物の有効利用が不可能であると広域組合が判断した場合は溶融施設を追加整備し、運営するものとする。

当該両方式のいずれかを採用する場合は溶融施設の追加建設費及び施設の運営・維持管理に追加的に必要となる費用を運営保証金として広域組合に納付すること。（詳細は入札説明書添付資料-5「運営保証金について」参照。）

第7 本事業の実施状況の監視

広域組合による選定事業者の業務実施状況の監視については以下のとおりとする。なお、詳細については事業契約に定めるものとする。

1. 設計・施工に関する確認

(1) 設計図書の確認

選定事業者は、広域組合との協議により定める日までに本施設の設計を完了し、広域組合は設計図書の内容が事業提案書等に反しないものであることを確認する。

(2) 施工状況の中間確認

広域組合は本施設が設計図書に基づき施工されていることを確認するために、必要な事項について中間確認を行う。

(3) 完工確認

広域組合は選定事業者自らによる完成検査の報告を受けて、本施設が実施設計図書に基づき施工されたものであること等について確認する。

2. 運営に関する確認

(1) 業務実施状況モニタリング

広域組合は、本事業の運営業務について、入札時に広域組合が提示した要求水準書及び選定事業者が作成した事業者提案書並びに業務計画書（以下、「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実なサービス提供の確保がなされているかどうかを確認するため、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、是正勧告、対価の減額、契約解除等の措置を行うものとする。（詳細は入札説明書添付資料-3「モニタリング及び減額方法について」参照）

(2) 財務状況モニタリング

広域組合は選定事業者の財務状況を把握するため、選定事業者に財務書類の提出を義務付けモニタリングを実施する。

(3) 運営期間満了時

広域組合は運営期間満了に際して、施設が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務のために継続使用するに支障のない状態であることの確認を目的とした譲渡前検

査を本施設の譲渡に先立って実施する。なお、譲渡前検査には、廃棄物処理法施行規則第5条に定める精密機能検査を含むものとする。

第8 公表資料一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおり。

1. 入札説明書添付資料

- 入札説明書添付資料-1「広域組合委託先企業について」
- 入札説明書添付資料-2「サービス対価の支払いについて」
- 入札説明書添付資料-3「モニタリング及び減額方法について」
- 入札説明書添付資料-4「選定事業者の付保する保険について」
- 入札説明書添付資料-5「運営保証金について」
- 入札説明書添付資料-6「処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」

2. 別添資料

- 別添資料「要求水準書」
- 別添資料「落札者決定基準」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「事業契約書（案）」
- 別添資料「様式集（第一次審査）」
- 別添資料「様式集（第二次審査）」
- 別添資料「提出書類の作成・提出要領（第一次審査）」
- 別添資料「提出書類の作成・提出要領（第二次審査）」